

別とじ用表紙

※「会社名又は個人名」欄を御記入ください。

会社名又は個人名			
許可番号	東京都知事許可	般 特	第 号
受付年月日	令和	年	月 日

1 申請区分（申請の場合、該当する区分に○を付けてください。）

1	新規	2	許可換え新規	3	般・特新規
4	業種追加	5	更新	6	般・特新規＋業種追加
7	般・特新規＋更新	8	業種追加＋更新	9	般・特新規＋業種追加＋更新

2 変更事項（変更届の場合、該当する変更事項に○を付けてください。）

1	商号	2	営業所 (名称、所在地、新設、廃止)	3	資本金額
4	役員等 (就任、辞(退)任、代表者、氏名 (改姓・改名))	5	支配人	6	建設業法施行令第3条 に規定する使用人
7	経營業務の管理責任者	8	専任技術者	9	決算報告
10	一部廃業				

3 書類名（添付書類に○を付けてください。）

1	経營業務の管理責任者 証明書	2	別紙 経營業務管理責任者略歴書	3	専任技術者証明書
4	修業(卒業)証明書	5	資格認定証明书写し	6	実務経験証明書
7	指導監督的実務経験証明書	8	監理技術者資格者証写し	9	許可申請者の調書
10	建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書	11	株主(出資者)調書	12	登記事項証明書
13	納税証明書	14	届出書(様式第22号の3)		

※提出に際しては、この用紙をコピーして使用してください。用紙の大きさはA4版でお願いします。

(2) 建設業許可申請書

別紙一 役員等の一覧表 ※許可申請者が個人事業主の場合も作成

別紙一 (用紙A4)

役員等の一覧表

令和 年 月 日

<p>フリガナを付ける</p> <p>フリガナ</p> <p>氏名</p> <p>フリガナ</p> <p>氏名</p> <p>フリガナ</p> <p>氏名</p> <p>フリガナ</p> <p>氏名</p>	<p>法人：履歴事項全部証明書又は 商業登記簿謄本に記載されている字で記入 個人：住民票に記載されている字で記入</p> <p>役員等の氏名及び役名等</p> <p>役名等</p> <p>代表取締役</p> <p>取締役</p> <p>顧問</p> <p>株主等</p>	<p>役名のほか、常勤・非常勤の別を記入(株主等は除く。) 常勤とは、原則として建設業の営業所において休日その他の勤務を要しない日を除き、一定の計画の下に常時所定の時間中、その職務に従事していることをいう。</p> <p>常勤</p> <p>常勤</p> <p>非常勤</p>
<p>仲西 洋二</p> <p>志賀 隆</p> <p>東京 太郎</p> <p>東京 次郎</p>	<p>顧問・相談役・株主等についても記入。 取締役等と株主等が同一人の場合は、取締役等とし記入。 例えば、取締役が株主等も兼ねている場合は「取締役」としてのみ記入</p>	<p>1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。</p> <p>2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。</p>

・個人事業主：本人を記載
・法人：(株)(有) → 取締役
(資)(名)(合) → 業務執行社員
(同)(業)(企) → 理事

全員を記載
(執行役員、監査役、会計参与、
監事、事務局長は除く。)

法人は「顧問」及び「相談役」、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。）、その他、役職のいかんを問わず、取締役と同等以上の支配力を有する者についても記入

別紙二（1） 営業所一覧表（新規許可等）

別紙二（1） (用紙A4)

営業所一覧表（新規許可等）

枠内は記入しない。

<p>行政庁側記入欄</p> <p>区 分 項 番 3</p> <p>許可番号</p>	<p>名称は申請者で決める(「本社」「本店」等)。 また、他に営業所名を記載する書類と統一すること。</p> <p>「使用人数(P29)」 「健康保険等の加入状況(P35)」 「専任技術者証明書(P38)」</p> <p>許可年月日 平成 11 年 13 月 15 日</p>	<p>建設業を営む営業所を統括し、指導監督する権限を有する1か所の営業所 名目上の本社、本店等であっても建設業としての実態を有しないものは該当しない。</p> <p>(主たる営業所)</p>
<p>主たる営業所の名称</p> <p>フリガナ ホンシャ</p> <p>名称 本 社</p> <p>営業しようとする建設業</p> <p>変更前</p>	<p>(上段)：新規・更新・追加等申請の種類を問わず、その営業所において許可を受けようとする全業種のコラムへ記入 (既に許可を受けているものも記入する) ※様式1号の項番「04」とは記入の考え方が異なる</p> <p>(下段)：「変更前」のコラムには、その営業所において、申請時に既に許可を受けている業種のコラムにのみ記入 (今回新たに申請する業種については記入しない)</p>	<p>主たる営業所以外で建設業を営む営業所を記入 なお、従たる営業所が都内に存在する場合は、P51~52の確認資料が必要</p> <p>(従たる営業所)</p>
<p>従たる営業所の名称</p> <p>フリガナ タマシテン</p> <p>名称 多摩支店</p> <p>営業しようとする建設業</p> <p>変更前</p>	<p>営業所所在地</p> <p>都道府県名 東京都 市区町村名 小平市</p> <p>郵便番号</p> <p>電話番号</p> <p>営業しようとする建設業</p> <p>変更前</p>	<p>項番「83」と同様の考え方で記入</p>

別紙二（２） 営業所一覧表（更新）

別紙二（２）

許可業種の一部を更新申請（許可日が複数あると該当）する場合や、更新追加申請をする場合は、更新しない業種を記入しないこと。

事実上の所在地を記入

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称	所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
		特定	一般
営主たる所 本社	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-18-1 東京ビル 03-5321-1111	(土)(と)(内)	(園)
営従たる所 多摩支店	〒187-0002 東京都小平市花小金井1-6-20 0424-64-1515		(園)

1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。

2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

別紙四 専任技術者一覧表

別紙四

専任技術者一覧表

※新規及び業種追加の場合は「様式八号 専任技術者証明書」（P38～39参照）も必要です。
※変更事項のない者も含め、専任技術者全員について記載が必要です。

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
→本社 建設業許可申請書 「別紙二(1)・(2)」の営業所の「名称」欄と同一順序で、営業所ごとに分けて記入 →多摩支店	パバ ケン 馬場 健	P3～6の略号で記入	
		土—9	13
		と—9	13
		内—9	37
		園—7	34
	ヨシダ タモツ 吉田 保	園—4	02

国家資格等、卒業資格がある場合は、**資格認定証明書、卒業証明書**の字で記入。
 実務経験のみの場合は住民票の字（ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合は登録簿謄本の字）で記入

P55の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」を参考に、該当する番号を記入。
 「国家資格等」の場合には、P58～61・66の「技術者の資格表」を参考に、該当する番号を記入

(3) 工事経歴書 (P27の記載要領及び作成上の注意事項を必ず御覧ください。)

経営事項審査(法27条の23により、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査)を申請しない場合と申請する場合では記載方法が異なります。

① 建設業許可の申請はするが、経営事項審査は申請しない場合

- ア 主な完成工事(10件程度)について、請負代金の大きい順に記載
- イ アに続けて、主な未成工事について、請負代金の大きい順に記載

※工事実績の無い業種については、1枚にまとめて作成することが可能です(下図参照)。

様式第二号(第二条、第十九条の八関係) (用紙A4)

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類) 建・大・左・ど・鋼 (税込・税抜)

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期					
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別(該当箇所に印を記 主任技術者 監理技術者)		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月			
			(実績なし)				千円	千円	平成 令和	年 月	平成 令和	年 月	
							千円	千円	平成 令和	年 月	平成 令和	年 月	
							千円	千円	平成 令和	年 月	平成 令和	年 月	
							千円	千円	平成 令和	年 月	平成 令和	年 月	
小 計								千円	千円	平成 令和	うち	元請工事	千円
合 計								千円	千円	平成 令和	うち	元請工事	千円

② 経営事項審査を申請する場合 → 下記の記載例を参考に消費税抜きで作成してください。
免税事業者は、申請時には財務諸表と同様税込で作成

<経営事項審査を申請する場合の記載例>

業種(とび・土工・コンクリート) 決算期(H30.4.1~H31.3.31)

施工実績 合計(15件) 800,000千円

元請工事	A工事	180,000千円	B工事	120,000千円	C工事	60,000千円
	D工事	45,000千円	E工事	35,000千円	F工事	30,000千円
	G工事	20,000千円	H工事	10,000千円	計(8件)	500,000千円
下請工事	ア工事	150,000千円	イ工事	40,000千円	ウ工事	35,000千円
	エ工事	30,000千円	オ工事	20,000千円	カ工事	15,000千円
	キ工事	10,000千円	計(7件)	300,000千円		

様式第二号(第二条、第十九条の八関係) (用紙A4)

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート工事 (税込・税抜)

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期					
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別(該当箇所に印を記 主任技術者 監理技術者)		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月			
東京都	元請		A 外構工事	東京都 千代田区	千代田 一郎	レ	180,000 千円	千円	平成 令和	30年 5月	平成 令和	31年 3月	
東京都	元請		B 足場仮設工事	東京都 八王子市	八王子 二郎	レ	120,000 千円	3,000 千円	平成 令和	30年 7月	平成 令和	31年 1月	
新宿区	元請		C 造成工事	東京都 新宿区	新宿 三郎	レ	(60,000) 80,000 千円	千円	平成 令和	30年 11月	平成 令和	元年 6月	
△△建設	下請		ア 土工	東京都 江戸川区	江戸川 四郎	レ	150,000 千円	千円	平成 令和	30年 9月	平成 令和	31年 2月	
町田市	元請		D 盛土工	東京都 町田市	町田 五郎	レ	45,000 千円	千円	平成 令和	30年 8月	平成 令和	30年 12月	
□□建設	下請		イ 土工	東京都 世田谷区	世田谷 六郎	レ	40,000 千円	千円	平成 令和	30年 4月	平成 令和	30年 8月	
小 計								千円	千円	平成 令和	年 月	平成 令和	年 月
合 計								千円	千円	平成 令和	年 月	平成 令和	年 月

① 元請工事を、元請のみの完工高の合計の7割を超えるところまで請負金額の大きい順に記載します。
元請完工高のみの合計の7割 350,000千円 (=500,000千円×0.7)
記載した元請完工高の計(A~C工事) 360,000千円

② まだ書いていない元請工事か、下請工事を記載し、完工高の総計の7割を超えるところまで請負金額の大きい順に記載します。必ずしも元請工事を全部記載する必要はありません。
完工高の合計額の7割 560,000千円 (=800,000千円×0.7)
記載した工事の計(A~D及びア~イ工事) 595,000千円

※1 大きい金額の下請工事があったとしても、必ず元請工事の下に記載してください。
※2 軽微な工事(税込500万円(建築一式は税込1,500万円)未満)は、①を含め10件を超えて記載する必要はありません。

「小計」欄はページごとに記載した工事の件数及び完工高の額の合計を記入。
「合計」欄は、財務諸表の損益計算書の完成工事高に計上した全ての工事の合計のうち当該業種に関わる合計を記入。1業種が複数ページになる場合は、最終ページのみ記入。

元請工事の完工高の合計を記入。

・配置技術者(主任技術者・監理技術者)について
建設業の許可を受けている建設業者は、元請、下請にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどる者として、工事現場に必ず主任技術者を配置しなければなりません。また、発注者から直接工事を請け負い、4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上を下請契約する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を配置しなければなりません(平成28年6月1日から施行)。
外国が現場の場合は国名を記入し、配置技術者は未記入とします。

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請け工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含む全ての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、全ての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

（作成上の注意事項）

- ・「工事名」の欄は、工事の場所・内容が分かるよう具体的に記入する。ただし、個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること（例 注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等）。
- ・店舗、建物、施設の名称（ビル名等）は、個人名ではないのでそのまま記載してください。
- ・過去に請け負った建設工事について、許可を受けようとする業種ごとに用紙を改めて記入する。
- ・1件の請負契約を分割して、複数の建設工事の経歴としてはならない。
- ・工事の実績がない場合でも業種ごとに「なし」と記入し、添付すること。ただし、実績の無い業種が複数ある時は、1枚にまとめることができる。
- ・「合計欄」の件数及び金額は本工事経歴書に記載したものの合計ではなく、直前決算期における業種ごとの件数及び金額であり、各業種の合計金額は様式第三号における各業種の合計金額に一致する。
- ・記載要領3・(1)・①及び②に記載のある「令第1条の2第1項に規定する建設工事」とは、許可を受けなくても請け負うことのできる軽微な工事（P2参照）をいう。

(4) 直前3年の各事業年度における工事施工金額 ※様式下段の記載要領を必ず御覧ください

様式第三号 (第二条関係)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

・様式第1号(P23)の工事業種の順番に並べる
 ・追加申請等の場合は、追加した業種も加えて順番を並び替える
 ・1枚につき4業種まで記入し、5業種め以降は2枚目を作成する

2枚以上となる場合は最後のページのみ
に書く

該当するものを○で囲む

(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	業種	建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		(土) 工事	(と) 工事	(内) 工事	(園) 工事		
第38期 平成29年4月1日 平成30年3月31日		11,000	8,940	0	0	0	19,940
		32,600				0	53,596
		0				0	36,540
		43,600	28,150	38,326	0	0	110,076
第39期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	請	11,175	25,237	14,300	0	0	50,712
	下請	0	4,089	0	0	6,130	10,219
	計	178,311	31,548	14,300	0	6,130	230,289
		0	0	0	0	0	0
第40期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	元請	381,748	2,102	0	0	0	383,850
	下請	0	55,712	9,200	11,638	6,070	82,620
	計	381,748	57,814	9,200	11,638	6,070	466,470
第 期	請						
平成 年 月 日から	下請						
平成 年							
第 期	元請						
平成 年 月 日まで	下請						
平成 年	計						

・直前3年の事業年度分について、業種ごとの施工金額の内訳を記入
 ※実績の無いものについても必ず記入
 ((園)工事の欄を参照)

許可を有しない工事の施工金額を記入
 ※建設業以外の売上は記入しないでください
 ※また、主な業種を下の空欄に記載してください

各業種の工事経歴書の金額と一致

R1.12.31
業種追加

(大) 軽微な工事

業種追加申請等により、許可年月日が異なる場合はその詳細について記入。
 また、直前3期以内に一部廃業した業種についても廃業日を記入。

財務諸表の完成工事高と一致

資本金の額が5億円以上、又は負債の合計額が200億円以上の株式会社

(その他の記載ルール)
 ・切り捨て、四捨五入、切り上げ可
 ・直前「3年」分の記載が必要なため、決算期の変更などを行っている場合、4期分以上を記載することになる場合がある
 ・申請書に添付する場合、許可申請直前の3年間の各事業年度分を決算期別に記入
 ・決算報告(P70)に添付する場合、届出の対象となる事業年度を含めた3年間の各事業年度分を決算期別に記入

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
 ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する**大会社**にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

(5) 使用人数 ※様式下段の記載要領を必ず御覧ください

様式第四号 (第二条関係) (用紙A4)

令和 年 月 日

別紙二(1)(2)に記載した順に営業所の名称を記入

許可業種について、許可に係る専任技術者の要件(P8)を満たす者の数を記入

使用人数

法人で兼業がある場合は、建設業以外に従事する人数を除く。

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本社	10人	5人	3人	18人
多摩支店	5人	3人	1人	9人
合計	15人	8人	4人	27人

『使用人』とは、雇用期間を特に限定することなく雇用された者とし、法人においては代表権を有する役員も含む。

(6) 誓約書

様式第六号 (第二条関係) (用紙A4)

誓約書

申請者、申請者の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 東京都新宿区西新宿2-18-1 東京ビル
志賀・コーポレーション株式会社
代表取締役 仲西 洋二 印

許可後に該当が発覚した場合、許可取消しとなるため、P9の欠格要件を確認すること

申請者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

(7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

様式第十一号 (第四条関係) (用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 年 月 日

この表には、P24~25「別紙二(1)・(2)」中の「従たる営業所」の代表者(建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して一定の権限を有する者)を記入

P24~25「別紙二(1)・(2)」に記載した順序で記入する。

営業所の名称	職名	フリガナ
多摩支店	多摩支店長	ヨシダ タモツ 吉田 保
例 ○○支店	○○支店長	○○ ○○
○○営業所	○○営業所長	○○ ○○
○○建築	支配人	○○ ○○

建設業法施行令第3条に規定する使用人が役員等を兼ねている場合は、「取締役○○支店長」「取締役○○営業所長」等と記入
建設業法施行令第3条に規定する使用人は、当該営業所の常勤を要するため、他の営業所との兼務はできません。

(8) 財務諸表 (財務諸表の記載要領を必ず確認してください。また、両面印刷してください)

建設業法で定める様式で作成する (株主総会、税務申告等に提出した決算報告書は不可)。
 税込・税抜は「工事経歴書」直前3年の各事業年度における工事施工金額と一致させること。

<p style="text-align: center;">法人用財務諸表記載例</p> <p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">財 務 諸 表</p> <p style="text-align: center;">(法 人 用)</p> <p style="text-align: center;">様式十五号 貸借対照表 様式十六号 貸借対照表 様式十七号 貸借対照表 様式十七号の二 貸借対照表 (様式十七号の三 貸借対照表)</p> <p style="text-align: center;">様式十五号 貸借対照表 様式十六号 貸借対照表 様式十七号 貸借対照表 様式十七号の二 貸借対照表 (様式十七号の三 貸借対照表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="margin: 0;">該当するものを選択</p> </div> <p style="text-align: center;">事業年度 (自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)</p> <p style="text-align: center;">(会社名) _____</p>	<p style="text-align: center;">様式第十五号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)</p> <p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">貸 借 対 照 表</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 現在</p> <p style="text-align: center;">(会社名) _____</p> <p style="text-align: center;">資 産 の 部</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <p>I 流動資産</p> <p>現金預金 _____</p> <p>受取手形 _____</p> <p>完成工事未収入金 _____</p> <p>有価証券 _____</p> <p>未成工事支出金 _____</p> <p>材料貯蔵品 _____</p> <p>短期貸付金 _____</p> <p>前払費用 _____</p> <p>繰延税金資産 _____</p> <p>その他 _____</p> <p>貸倒引当金 _____ △</p> <p>流動資産合計 _____</p> <p>II 固定資産</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>建物・構築物 _____</p> <p>減価償却累計額 △ _____</p> <p>機械・運搬具 _____</p> <p>減価償却累計額 △ _____</p> <p>工具器具・備品 _____</p> <p>減価償却累計額 △ _____</p> <p>土地 _____</p> <p>リース資産 _____</p> <p>減価償却累計額 △ _____</p> <p>建設仮勘定 _____</p> <p>その他 _____</p> <p>減価償却累計額 △ _____</p> <p>有形固定資産合計 _____</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>特許権 _____</p> <p>借地権 _____</p> <p>のれん _____</p> <p>リース資産 _____</p> <p>その他 _____</p> <p>無形固定資産合計 _____</p>
<p>(3) 投資その他の資産</p> <p>投資有価証券 _____</p> <p>関係会社株式・関係会社出資金 _____</p> <p>長期貸付金 _____</p> <p>破産更生債権等 _____</p> <p>長期前払費用 _____</p> <p>繰延税金資産 _____</p> <p>その他 _____</p> <p>貸倒引当金 _____ △</p> <p>投資その他の資産合計 _____</p> <p>固定資産合計 _____</p> <p>III 繰延資産</p> <p>創立費 _____</p> <p>開業費 _____</p> <p>株式交付費 _____</p> <p>社債発行費 _____</p> <p>開発費 _____</p> <p>繰延資産合計 _____</p> <p>資産合計 _____</p> <p style="text-align: center;">負 債 の 部</p> <p>I 流動負債</p> <p>支払手形 _____</p> <p>工事未払金 _____</p> <p>短期借入金 _____</p> <p>リース債務 _____</p> <p>未払金 _____</p> <p>未払費用 _____</p> <p>未払法人税等 _____</p> <p>繰延税金負債 _____</p> <p>未成工事受入金 _____</p> <p>預り金 _____</p> <p>前受収益 _____</p> <p>引当金 _____</p> <p>その他 _____</p> <p>流動負債合計 _____</p> <p>II 固定負債</p> <p>社債 _____</p> <p>長期借入金 _____</p> <p>リース債務 _____</p> <p>繰延税金負債 _____</p> <p>引当金 _____</p>	<p>負ののれん _____</p> <p>その他 _____</p> <p>固定負債合計 _____</p> <p>負債合計 _____</p> <p style="text-align: center;">純 資 産 の 部</p> <p>I 株 主 資 本</p> <p>(1) 資本金 _____</p> <p>(2) 新株式申込証拠金 _____</p> <p>(3) 資本剰余金 _____</p> <p>資本準備金 _____</p> <p>その他資本剰余金 _____</p> <p>資本剰余金合計 _____</p> <p>(4) 利益剰余金 _____</p> <p>利益準備金 _____</p> <p>その他利益剰余金 _____</p> <p>準備金 _____</p> <p>積立金 _____</p> <p>繰越利益剰余金 _____</p> <p>利益剰余金合計 _____</p> <p>(5) 自己株式 _____ △</p> <p>(6) 自己株式申込証拠金 _____</p> <p>株主資本合計 _____</p> <p>II 評価・換算差額等</p> <p>(1) その他有価証券評価差額金 _____</p> <p>(2) 繰延ヘッジ損益 _____</p> <p>(3) 土地再評価差額金 _____</p> <p>評価・換算差額等合計 _____</p> <p>III 新株予約権</p> <p>純資産合計 _____</p> <p>負債純資産合計 _____</p>

一致する

設定目的を付した科目名を記載

記入の際は千円単位で表示すること。ただし、様式十五・十六・十七は、会社法第2条第6号に規定する大会社(記載要領4参照)にあっては百万円単位をもって表示できる。この場合、「単位:千円」とあるのは「単位:百万円」として記載すること(切捨てのほか、四捨五入及び切上げを認める。)

損益計算書

自 平成・令和 年 月 日
至 平成・令和 年 月 日

様式第3号 (P28) の合計金額と必ず一致する

(会社名)

I 売上高

完成工事高 _____
兼業事業売上高 _____

様式第1号 (P23) の項番14で「兼業有り」である場合に記入

II 売上原価

完成工事原価 _____
兼業事業売上原価 _____
売上総利益 (売上総損失) _____
完成工事総利益 (完成工事総損失) _____
兼業事業総利益 (兼業事業総損失) _____

III 販売費及び一般管理費

役員報酬 _____
従業員給料手当 _____
退職金 _____
法定福利費 _____
福利厚生費 _____
修繕維持費 _____
事務用品費 _____
通信交通費 _____
動力用水光熱費 _____
調査研究費 _____
広告宣伝費 _____
貸倒引当金繰入額 _____
貸倒損失 _____
交際費 _____
寄付金 _____
地代家賃 _____
減価償却費 _____
開発費償却 _____
租税公課 _____
保険料 _____
雑費 _____
営業利益 (営業損失) _____

労務費には、工事に直接従事して作業を行う直備作業員に対する賃金、給与及び手当等を計上する。完成工事について発生し、又は負担すべき動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費等は経費に計上する。

⑤

IV 営業外収益

受取利息及び配当金 _____
その他 _____

V 営業外費用

支払利息 _____
貸倒引当金繰入額 _____
貸倒損失 _____
その他 _____
経常利益 (経常損失) _____

VI 特別利益

前期損益修正益 _____
その他 _____

VII 特別損失

前期損益修正損 _____
その他 _____
税引前当期純利益 (税引前当期純損失) _____
法人税、住民税及び事業税 _____
法人税等調整額 _____
当期純利益 (当期純損失) _____

一致する

完成工事原価報告書

自 平成・令和 年 月 日
至 平成・令和 年 月 日

(会社名)

⑦

I 材料費 _____
II 労務費 _____
(うち労務外注費 _____)
III 外注費 _____
IV 経費 _____
(うち人件費 _____)
完成工事原価 _____

一致する

株主資本等変動計算書

自 平成・令和 年 月 日
至 平成・令和 年 月 日

設定目的を付した科目名を記載

(会社名)

⑧

	株主資本							評価・換算差額等					新株 予約権	純資 産計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金							その他利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高							△							
当期変動額														
新株の発行														
剰余金の配当														
当期純利益														
自己株式の処分														
株主資本以外の 項目の当期 変動額(総額)														
当期変動額合計														
当期末残高							△							

貸借対照表の純資産の部と一致する。

注 記 表
自 平成・令和 年 月 日
至 平成・令和 年 月 日

(会社名)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
 - ② 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

- 9 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産
- 12 金融商品関係
 - (1) 金融商品の状況
 - (2) 金融商品の時価等
- 13 賃貸等不動産関係
 - (1) 賃貸等不動産の状況
 - (2) 賃貸等不動産の時価
- 14 関連当事者との取引

取引の内容

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科 目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種 類	会社等の名 称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高 (千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容
- 15 一株当たり情報
 - (1) 一株当たりの純資産額
 - (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失
- 16 重要な後発事象
- 17 連結相当規制適用の有無
- 18 その他

株式譲渡制限会社は、
注記の2「重要な会計方針」、3「会計方針の変更」、4「表示方法の変更」、6「誤謬の訂正」、
9「株主資本等変動計算書関係」及び18「その他」についての記入が必要（省略不可）。
該当がない場合は「該当なし」と記入する。（※財務諸表の記載要領も参照してください）

(注1) ①～⑩を各 A4 用紙で作成（⑥と⑦は1ページにまとめ可、⑧は A4 用紙横向きで作成）

(注2) 様式第 17 号の 3 附属明細表は「資本金が1億円を超える」又は「貸借対照表の負債合計が200億円以上」の株式会社のみ添付

※開始貸借対照表

新規設立の企業で、決算期が未到来である場合は「開始貸借対照表」を作成してください。

ただし、特定建設業の許可を取得する場合は「開始貸借対照表」ではなく、設立日時点の情報で、財務諸表を作成・添付してください。

資 産 の 部				負 債 の 部 及 び 純 資 産 の 部			
科 目		金 額		科 目		金 額	
[流動資産]			円	[株主資本]			円
現 金	10,000,000		円	資 本 金	10,000,000		円
合 計	10,000,000		円	合 計	10,000,000		円

個人用財務諸表記載例

財 務 諸 表

(個 人 用)

令和 年 月 日

(商号又は名称)

様式十八号 貸 借 対 照 表 書
 様式十九号 損 益 計 算 書

貸 借 対 照 表

令和 年 月 日 現在

商号又は名称 _____

資 産 の 部

I 流 動 資 産 千円

現金預金 _____

受取手形 _____

完成工事未収入金 _____

有価証券 _____

未成工事支出金 _____

材料貯蔵品 _____

その他 _____

貸倒引当金 △ _____

流動資産合計 _____

II 固 定 資 産

建物・構築物 _____

機械・運搬具 _____

工具器具・備品 _____

土 地 _____

建設仮勘定 _____

破産更生債権等 _____

その他 _____

固定資産合計 _____

資産合計 _____

負 債 の 部

I 流 動 負 債

支払手形 _____

工事未払金 _____

短期借入金 _____

未払金 _____

未成工事受入金 _____

預り金 _____

引当金 _____

その他 _____

流動負債合計 _____

II 固 定 負 債

長期借入金 _____

その他 _____

固定負債合計 _____

負債合計 _____

純 資 産 の 部

期首資本金 _____

事業主借勘定 _____

事業主貸勘定 _____

事業主利益 _____

純資産合計 _____

負債純資産合計 _____

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

(消費税込)

注 工事進行基準による完成工事高が、完成工事高の総額の10分の1を超える場合に記載

損 益 計 算 書

自平成・令和 年 月 日
至平成・令和 年 月 日

商号又は名称 _____

千円

I 完成工事高 _____

完成工事原価 _____

材料費 _____

労務費 _____

(うち労務外注費 _____)

外注費 _____

経費 _____

完成工事総利益 (完成工事総損失) _____

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当 _____

退職金 _____

法定福利費 _____

福利厚生費 _____

維持修繕費 _____

事務用品費 _____

通信交通費 _____

動力用水光熱費 _____

広告宣伝費 _____

交際費 _____

寄付金 _____

地代家賃 _____

減価償却費 _____

租税公課 _____

保険料 _____

雑 費 _____

営業利益 (営業損失) _____

IV 営業外収益

受取利息及び配当金 _____

その他 _____

営業外費用

支払利息 _____

その他 _____

事業主利益 (事業主損失) _____

注 工事進行基準による完成工事高 _____

一致する

一致する

ここに「消費税込」又は「消費税抜」と表記する。
 なお、経営事項審査申請をする場合は、「消費税抜」に統一する。
 (ただし、消費税免税事業者は消費税込で作成し、「消費税免税事業者」と表記)

工事進行基準による完成工事高が、完成工事高の総額の10分の1を超える場合に記載

(注1) ①～④を各 A4 用紙で作成
 (注2) 決算期を迎えていない、開業したばかりの個人事業主については作成不要
 (証明日 1 カ月以内の残高証明書により財産要件を確認します)

(9) 営業の沿革 ※様式下段の記載要領を必ず御覧ください。

様式第二十号 (第四条関係)		事業(建設業以外の業を含む)を開始した年月日を記入	(用紙A 4)
営 業 の 沿 革			
創業以後の沿革	昭和36年 4月 1日	志賀建設(株)創業	
	昭和38年 5月10日	資本金増資 1,000万円	
	昭和40年 6月 1日	本社移転 ○○区○○丁目○番地○号	
	昭和59年10月20日	志賀・コーポレーション(株)に商号変更	
	昭和63年 3月15日	資本金増資 3,000万円	
	年 月 日		
	年 月 日		
		新規・追加・般特新規・廃業等について記入 (更新については記入不要)	
及び建設業の登録 許可の状況	昭和40年 7月 1日	東京都知事登録(舗) 第5387号	
	昭和54年 3月25日	東京都知事許可(般-53) 第50547号(建)(と)(内)	
	昭和60年12月 5日	東京都知事許可(般-60) 第50547号 業種追加(土)(舗)	
	平成15年 3月31日	一部廃業(土)(舗)	
	平成20年 4月 5日	東京都知事許可(特-20) 第50547号 般・特新規(建)	
	年 月 日		
	年 月 日		
賞罰	年 月 日	なし	
	年 月 日		
		建設業法を始めとした他の法律(建築士法、宅地建物取引業法等)による行政罰はもちろん、刑罰その他の賞罰について記入。該当がなければ「なし」と記入	
記載要領			
1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。			
2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。			
3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。			

(10) 所属建設業者団体 ※様式下段の記載要領を必ず御覧ください。

様式第二十号の二 (第四条関係)		(用紙A 4)
未加入の場合は「なし」と記入		属 建 設 業 者 団 体
団 体 の 名 称	所 属 年 月 日	
一般社団法人 東京建設業協会	昭和50年10月1日	
記載要領		
「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。		

(11) 健康保険等の加入状況

様式第二十号の三 (第四条、第十条関係) (用紙A4)

健康保険等の加入状況

① 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和 年 月 日

申請者 東京都千代田区丸の内3-8-1 鈴木建設株式会社
 代表取締役 鈴木 一郎 印

一地方整備局長
 北海道開発局長
 東京都 知事 殿

法人にあってはその役員を含め全ての常勤の従業員数、
 個人にあってはその事業主を含め全ての常勤の従業員数
 (建設業以外に従事する者を含む)

許可年月日 平成 1 年 10 月 10 日
 国土交通大臣 許可 (一般) 01 第 1234 号 平成 1 年 10 月 10 日
 東京都 知事

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
本社	18人 (2人)	1	1	1	健康保険 ○○○ ○○○ 厚生年金保険 ○○○ ○○○ 雇用保険 ○○○○○○○○
多摩支店	9人 (0人)	加入は1、未加入は2、適用が除外される場合は3を記入			健康保険 本社一括 厚生年金保険 本社一括 雇用保険 本社一括
・健康保険・厚生年金保険: 事業所整理記号及び事業所番号を記入 (P53参照) ※協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に入っているときは、「健康保険」・「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入することになります。 ※健康保険組合に加入している場合は、「健康保険」の欄には組合名を記入してください(例 ○○健康保険組合)。 ・雇用保険: 労働保険番号を記入 (P53参照)					
上記人数のうち常勤役員又は個人事業主(同居親族である従業員を含む)の人数をカッコ内に記入					
合計	27人 (2人)				

営業所一覧表に記載した順に記入

(注) 本様式の他に確認資料 (P53 参照) も必要となります。

※改正建設業法が令和2年10月に施行後は、全ての適用事業所又は適用事業について、適用事業所又は適用事業であることの届出を行うことが許可要件となりますのでご注意ください。

(12) 主要取引金融機関名 ※様式下段の記載要領を必ず御覧ください。

様式第二十号の四 (第四条関係) (用紙A4)

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
(例) (独法)住宅金融支援機構○○支店 (特)日本政策金融公庫○○支店	○○銀行 ○○支店	(特)商工組合中央金庫○○支店 ○○信用金庫 ○○支店	ゆうちょ銀行 ○○支店 ○○農業協同組合 ○○支店

記載要領

- 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行○○支店)

(13) 経營業務の管理責任者証明書 ※証明者ごとに作成してください。

様式第七号 (第三条関係) (用紙A4)

経營業務の管理責任者

証明者が証明できる建設業の種類を記入

経営業務の管理責任者としての経験を有した期間を記入 (注)
証明者が同一人である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を二段書きにして1枚の証明書で証明することができます。

(1) 下記の者は、(主)(と)(内)(國) 工事業に関し、次のとおり経營業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役
経験年数 平成10年4月から29年7月まで満19年3
証明者と被証明者との関係 役員
備考 東京都知事(般-29)第98765号
土木工事業、とび工事業、造園工事業 昭和63年4月15日許可
内装工事業 平成10年8月20日許可

証明者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印 (注)
原則として法令様式のため印が必要。ただし、追加・般特新規・更新・変更において既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、申請者及び経營業務の管理責任者と証明者が異なる場合のみ証明者の欄の押印を省略することができる(H20.10.8 建設業法施行規則の一部を改正する省令から。提出済の証明書のコピー添付は不可)。なお、申請者の欄は新たに記載・押印してください。

令和 年 月 日

東京都千代田区丸の内3-8-1
鈴木建設株式会社
代表取締役 鈴木 一郎 印

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主。(注)
法人における経験を証明するに当たり、正当な理由により、この方法によることができない場合は「備考」の欄に理由を記載して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明。その場合には証明のため実印を押印し、取締役の場合は当時の閉鎖簿本と印鑑証明書、本人の場合は印鑑証明書が必要)の証明を得ること(印鑑証明書は発行後3か月以内のもの)。個人事業主の経験を自己証明する場合は、法人での経験を本人が証明する場合に準ずる(発行後3か月以内の、本人の印鑑証明書が必要)。

申請者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役員} \\ \text{本人} \\ \text{の支配人} \end{array} \right\}$ で建設業法第7条第1号 $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ} \\ \text{ロ} \\ \text{ハ} \end{array} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

・申請者が法人の場合
・申請者が個人の場合
・申請者が個人で支配人を置いている場合

不要なものを消す
該当しない方を消す

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿2-18-1 東京ビル
志賀・コーポレーション株式会社
代表取締役 仲西 洋二 印

1: 新規、許可換え新規申請時
4: 更新、業種追加、般・特新規申請時

申請又は届出の区分 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 経營業務の管理責任者の追加 4. 経營業務の管理責任者の更新等)

変更又は追加の年月日 令和 年 月 日

東京都知事 夫田 三郎 氏 申請者 仲西 洋二 氏

許可番号 1 8 1 3 国主交通大臣 東京都知事 許可(特 29)第098789号

右詰めで記入
左余白は必ず「0」で埋める。
新規申請の場合は不要

許可年月日 平成 11 年 08 月 30 日
令和 2 年 08 月 30 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

13を記入
該当しない方を消す

◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 3 シ 5 ガ

氏名 2 0 3 志 5 賀 隆

住所 (住民票上) 東京都新宿区〇〇1-1 (事実上) 東京都世田谷区〇〇1-1

住民票と住所が異なる場合は2段で記入する

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 3 9 年 1 0 月 1 0 日

◎【変更前】

法人の場合は商業登記簿簿本、個人の場合は住民票の字で記入。ただし、専任技術者を兼ねていて国家資格・卒業資格がある場合は、資格証明書・卒業証明書で記入する

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名 2 1 3 5 10 18 日
生年月日 年 月 日

備考 経營業務の管理責任者の略歴については、別紙による。

(注) 経営管理責任者の証明には、本様式の他に確認資料(P47参照)も必要となります。
また、経営管理責任者の交代(変更)時の記入例についてはP84を参照してください。

(14) 経營業務の管理責任者の略歴書

経営管理責任者については、本別紙を作成すれば様式第12号（P36）の作成は不要となります。

別紙

(用紙A4)

経營業務の管理責任者の略歴書

現住所	P36の様式第7号に記載したものと同一内容を記入 (住民票上) 東京都新宿区〇〇1-1 (事実上) 東京都世田谷区〇〇1-1	
氏名	志賀 隆	生年月日 昭和39年 10月 10日生
職名	取締役 ← 申請時の職名を記入〔例：代表取締役・取締役(以上法人)・事業主・支配人(個人)〕	
職歴	期間	従事した職務内容
	自 S59年 4月 1日	永井建設(株)土木工事部勤務
	至 H6年 3月 31日	
	自 H6年 4月 1日	志賀・コーポレーション(株)入社
	至 年 月 日	
	自 H10年 4月 1日	志賀・コーポレーション(株)取締役 現在に至る
	至 年 月 日	
	自 年 月 日	
	自 年 月 日	
	自 年 月 日	
	自 年 月 日	
	自 年 月 日	
	自 年 月 日	
	自 年 月 日	
自 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞罰の内容
		なし
		建設業法を始めとした他の法律(建築士法、宅地建物取引業法等)による行政罰はもちろん、刑罰その他の賞罰について記入。該当がなければ「なし」と記入
上記のとおり相違ありません。 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		法人の場合、経營業務の管理責任者個人の氏名を記入。代表者であっても、代表者印ではなく、個人の印鑑を押印。同一姓の役員等がいる場合は同一印を使用しないこと。外国人の場合はサインで可 志賀 隆 印
記載要領 ※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。		

(15) 専任技術者証明書 ※P33の「共通の注意事項」も必ずご参照ください

①共通部分の記載例

様式第八号 (第三条関係) (用紙A4)

00003

記載する専任技術者の担当する建設業種が、
一般建設業のみ：下段を消す
特定建設業のみ：上段を消す
般・特の両方に該当する場合：消さない

専任技術者証明書 (新規・変更)

申請者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、
個人の場合は実印を正本に押印

(1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号等建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置く

(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

申請の場合は「1」を記入
※「3」は専任技術者の交代に伴う新任者の登録
であるため混同に注意。
業種追加申請の場合であっても「1」を選択する

「届出者」を消す

令和 年 月 日

申請者 東京都新宿区西新宿2-18-1 東京ビル
届出者 志賀・コーポレーション株式会社
代表取締役 仲西 洋二

申請者印

地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

区 分 項番 1 3

1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術者 4. 専任技術者の交 5. 専任技術者が置かれ
等 又は有資格区分の変更 者の追加 替に伴う削除 る営業所のみの変更

更新・追加・般特新規申請時に、現在の許可番号・年月日等について記入(複
数の許可を受けている場合は、現在有効許可日のうち、最も古い許可日)

13を記入

東京都 知事 大正 年 月 日

豊田交通大臣 許可 (般 特 29) 第 098789号 平成 29年 08月 30日

【技術者欄】 1枚に3名まで記入可能

(フリガナ)

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 6 3 3 5 10 15 18 20 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4 3 5 10 15 20 25 30

現在担当している建設工事の種類 1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 6 5 3 5 7 9 11 13 15 17

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

技術者欄の記入例につき、
パターン別にP39参照

(フリガナ)

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 6 3 3 5 10 15 18 20 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4 3 5 10 15 20 25 30

現在担当している建設工事の種類 1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 6 5 3 5 7 9 11 13 15 17

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

(フリガナ)

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 6 3 3 5 10 15 18 20 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4 3 5 10 15 20 25 30

現在担当している建設工事の種類 1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 6 5 3 5 7 9 11 13 15 17

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

①新規申請または追加申請、般特新規申請で技術者を新たに追加する場合

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。

姓と名の間は1カラム空ける。

この技術者が担当する業種のみ記入

氏名について、国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書で記入。実務経験のみの場合は住民票の字(ただし、経営業務の管理責任者を兼ねており、役員登記されていれば、その登記簿原本の字)で記入

P55の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」P58～61・66の「資格・免許及びコード番号表」を参考に、該当する番号を記入
※専任技術者一覧表(P25)と同じ番号となります

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 千葉県習志野市〇〇〇-5

住民票と住所が異なる場合は2段書きで記入(P36参照)

営業所の名称(旧所属) 本社

営業所の名称(新所属) 本社

②既にある技術者で新たな業種を追加する場合

〔例1〕一般建設業の一部業種を特定建設業へ切り替える場合

この技術者が、今後担当する業種(上段)と現在担当している業種(下段)の両方を、P55の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」P58～61・66の「資格・免許及びコード番号表」を参考に記入
※専任技術者一覧表(P25)と同じ内容

特定に切り替える業種

新所属・旧所属の両方を記入

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 神奈川県横浜市神奈川区〇〇1-1

営業所の名称(旧所属) 本社

営業所の名称(新所属) 本社

〔例2〕一般建設業の業種追加申請を行う場合

この技術者が、今後担当する業種(上段)と現在担当している業種(下段)の両方を、P55の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」P58～61・66の「資格・免許及びコード番号表」を参考に記入
※専任技術者一覧表(P25)と同じ内容

追加する業種は、上段のみ記載

既に他の業種の専任技術者となっている者を、新たな申請業種の担当の専任技術者とする場合は、追加業種のみでなく既許可業種についても、業種及び資格情報を記入する必要があります

新所属・旧所属の両方を記入

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 東京都世田谷区〇〇3-3

営業所の名称(旧所属) 本社

営業所の名称(新所属) 本社

例2の場合、「追加業種」だけではなく「既許可業種」分の資格を証する書面(資格認定証明書・実務経験証明書・監理技術者証等)も添付してください。

※既許可分については、資格証等は写し可。実務経験証明書等については前回同一内容で作成。

※共通の注意事項

(注1) 専任技術者の証明には、本様式の他に確認資料(P48参照)も必要となります。

(注2) 以下の資格については、実務経験証明書(P40参照)の添付が必要です。

- | | | |
|---------------------|---|---|
| 「第2種電気工事士」 | — | 免状交付後〔3年〕 |
| 「電気主任技術者」 | — | 免状交付後〔5年〕 |
| 「電気通信主任技術者」 | — | 資格者証交付後〔5年〕 |
| 「地すべり防止工事士」 | — | 登録後〔1年〕 |
| 「建築設備士」 | — | 資格取得後〔1年〕 |
| 「1級計装士」 | — | 合格後〔1年〕 |
| 「給水装置工事主任技術者」 | — | 免状交付後〔1年〕 |
| 「技能検定2級合格者」 | — | 合格後〔3年〕(平成15年3月31日以前は〔1年〕) |
| 「解体工事業の資格によるみなし技術者」 | — | 資格及びその合格年度により、必要な実務経験の年数が変わるため、P64、P66、P67を参照 |

(注3) 特定建設業では、指定建設業〔(土)(建)(電)(管)(鋼)(舗)(園)〕の専任技術者に登録できる者は〔国家資格1級〕又は〔大臣特認〕の者のみです(P11(2)カ参照)。

(16) 実務経験証明書 (様式下段の記載要領を必ず御覧ください。)

この様式は、実務経験により専任技術者になる場合に必要です。また、記載した実務経験につき、確認資料 (P48参照) も必要となります。

なお、更新申請や追加申請等において、前回証明済みの内容を再掲する場合は、前回の提出時と同一の内容で記載してください。(コピー不可)

様式第九号 (第三条関係) (用紙A4)

実 務 経 験 証 明 書

令和 年 月 日

下記の者は、**造園** 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記入

(例)
東京都知事許可 (般-29) 第123号
造園工事業 平成29年6月5日許可

証明者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印 (注)
原則として法令様式のため印が必要。ただし、追加・般特新規・更新・変更において既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、申請者及びこの技術者と証明者が異なる場合のみ証明者の欄の押印を省略することができる (H20.10.8 建設業法施行規則の一部を改正する省令から。提出済の証明書のコピー添付は不可)。

証明者は、被証明者を雇用していた法人の代表者又は個人の事業主。
(注)
破産等により、証明会社から証明印を受けられない場合は、経験を積んだ当時の取締役または技術者本人による証明も可能です。(発行後3か月以内の印鑑証明書を添付して実印を押印。当時取締役の場合は、証明期間に取締役であったことが確認できる閉鎖簿本も必要)

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入 (例) 役員、社員、従業員 等

技術者の氏名	吉田 保	生年月日	昭和31年9月17日	使用された期間	平成 1年 4月から 平成 25年 3月まで
使用者の商号又は名称	→株式会社 鈴木造園			証明者 被証明者との関係	社員
職	実務経験を得た当時の商号又は名称を記入。個人の場合は個人名(ただし、屋号を登記している場合は屋号)を記入	験	の内容	実際に雇用されていた期間を記入 ※実務経験期間の合計ではない	
	工事主任	西越海リゾートマンション外交植栽工事 他6件		8年 5月から 12年 12月まで	
	〃	砧公園植栽工事 他3件		13年 1月から 13年 12月まで	
	〃	千田ビル外交植栽工事 他3件		14年 1月から 14年 12月まで	
	役職名を具体的に記入 (例) 取締役 〇〇部長 〇〇課長等	山本邸造園工事 他6件	<p>【書き方】 ・その期の代表的な工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として1年分を1行にまとめる (実務経験10年で申請する場合は、10行以上記入) ・なお、一番上の行に古いものを何年分かまとめてよい</p> <p>(注) ・ここに記載された実務経験内容について、建設業許可期間内であれば決算報告書上の工事経歴書、許可期間外であれば手引P48に示した請求書等と、内容が突合するようにしてください。 ・ある1年間の実務経験が12か月に満たない場合は、証明する年数を増やす等、十分な期間を記入してください ※例えば実務経験10年を証明する場合、1年1行で10行分記入したとしても、ある1年の実務経験が数か月分しか証明できない場合は、追加で記入が必要となる場合があります。</p>	15年 1月から 15年 12月まで	
	〃	大森ビル外交植栽工事 他4件		16年 1月から 16年 12月まで	
	〃	東山公園下段植栽工事 他8件		17年 1月から 17年 12月まで	
	〃	立川公園修景施設工事 他4件			原則1年1行(1月~12月)での記載であるが、最初の年と最後の年については、証明期間の始めの月と終わりの月を記入する
	工事係長	秩父カントリークラブ芝張替		20年 1月から 20年 12月まで	
	〃	都立水元公園花壇植栽工事 他18件		21年 1月から 21年 12月まで	
	〃	岡崎ビル外交植栽工事 他5件		22年 1月から 22年 12月まで	
	工事課長	清水邸造園工事 他15件		23年 1月から 23年 12月まで	
	〃	中央公園植栽工事 他12件		24年 1月から 24年 12月まで	
	〃	富山公園植栽工事 他20件		25年 1月から 25年 10月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入 (例)「令和〇年〇月 会社解散のため」「令和〇年〇月 事業主死亡のため」等		上記の実務経験期間の合計を記入する。同一人が複数の業種を証明する場合、実務経験年数の重複は認められない。(業種ごとに規定の期間の証明が必要)	年 月から 年 月まで	
記載要領	<p>1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。</p> <p>2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。</p> <p>3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。</p> <p>4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。</p>				
				合計	満 16 年 6 月

(注) 電気工事・消防工事について、無資格者の実務経験は原則認められません。(電気工事士法、消防法)

(17) 指導監督的実務経験証明書（様式下段の記載要領を必ず御覧ください）

指定建設業（土・建・電・管・鋼・舗・園）については、実務経験による専任技術者とはなりません。（P11参照）
 なお、監理技術者証（P49参照）を以て、本証明に代えることも可能です。

また、指導監督的経験の証明には、本様式の他に確認資料（P50参照）も必要となります。

様式第十号（第十三条関係） (用紙A4)

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、**電気通信** 工事に、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。
 令和 年 月 日

この様式は特定建設業（指定建設業は除く。）の専任技術者で、実務経験又は2級の国家資格等（P58～61・66資格表の○印の者）の場合に必要な（法第15条2号口該当者。P8参照）

建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験のものを記入

証明者 東京都新宿区西新宿3-8-1
新宿電気工事株式会社
代表取締役 鈴木 俊司 印

被証明者との関係 社員 実務経験証明書記載例(P40)と同様

技術者の氏名	鈴木 太郎	生年月日	昭和41年9月30日	使用された	平成14年 3月から
使用者の商号又は名称	新宿電気工事株式会社			期間	平成25年 4月まで
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
東京電信電話(株)	164,825千円	工事課長	新宿加入者線路設備工事	19年 2月から	20年 3月まで
〃	59,356千円	〃	葛飾加入者線路設備工事	20年 5月から	20年 12月まで
〃	54,600千円	〃	台東加入者線路設備工事	21年 2月から	21年 6月まで
〃	94,887千円	〃	練馬通信設備工事	21年 9月から	22年 2月まで
〃	103,855千円	〃	立川通信設備工事	23年 1月から	23年 3月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 1件の請負代金が4,500万円(H6.12.28以前は3,000万円、さらに、S59.10.1以前は1,500万円)以上の元請工事を記入(消費税込み) </div>			<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> ・工事期間の重複は不可。 ・各経験年数の始まりの月は計算しない。 (例)H19.2～H20.3は1年1か月となる。 ・各工事の期間の合計は2年以上必要。 </div>	
記載要領	1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日以前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日以前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。 2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。				
				合計	満 2 年 5 月

(18) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書

(様式下段の記載要領を必ず御覧ください)

様式第十二号 (第四条関係)		(用紙A4)	
申請者が法人の場合 許可申請者 (法人の役員等) 本 人 法 定 代 理 人 法定代理人の役員等		の住所、生年月日等に関する調書	
住 所		東京都葛飾区〇〇1-10-6	
氏 名		仲西 洋二	生 年 月 日 昭和25年 1月 1日 生
役 名 等		申請時の職名を記入[例:代表取締役・取締役(以上法人)・事業主(個人)]	代表取締役 (常勤) 常勤・非常勤の別を記入
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし 建設業法を始めとした他の法律(建築士法、宅地建物取引業法等)による行政罰はもちろん、刑罰その他の賞罰について記入。該当がなければ「なし」と記入	
		法人の場合、役員等個人の氏名を記入。 代表者であっても、代表者印ではなく、個人の印鑑を押印。 ※同一姓の場合に同一印を使用しないこと 外国人の場合はサインで可。日本に居住していない外国人で非常勤の場合は代表者印で可	
上記のとおり相違ありません。			
令和 元 年 11 月 30 日		氏 名 仲西 洋二 印	
記載要領			
1 「 (法人の役員等) (本 人) (法 定 代 理 人) (法定代理人の役員等) 」については、不要のものを消すこと。 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の3株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。 3 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。 4 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。 5 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。			

(注)「建設業法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねる場合は、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日に関する調書(様式第十三号)」は省略し、建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する内容も「許可申請者の住所、生年月日に関する調書」に記入する。

【顧問、相談役、株主等の場合の記載例】

様式第十二号 (第四条関係)		(用紙A4)	
許可申請者 (法人の役員等) 本 人 法 定 代 理 人 法定代理人の役員等		の住所、生年月日等に関する調書	
住 所		東京都〇〇区〇〇1-2-3	
氏 名		東京 次郎	生 年 月 日 昭和45年 6月 7日 生
役 名		顧問、相談役、株主等と記入 株主等については、常勤・非常勤の別は記入不要	株主等
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		顧問、相談役、株主等の場合、賞罰欄の記載及び署名・押印は不要	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏 名 印	

(19) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

(様式下段の記載要領を必ず御覧ください)

様式第十三号 (第四条関係)		P29「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成 P42「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」の記入例を参照		(用紙A4)
建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書				
住	事実上の住所と住民票上の住所が異なる場合は、二段書きにして記入 (例) (住民票上)〇〇〇… (事実上)〇〇〇…	→ 東京都練馬区〇〇1-6-18		
氏	吉田 保	生 年 月 日	昭和31年 9月 17日 生	
営 業 所 名	所属する営業所の名称を記入		→ 多摩支店	
職 名	多摩支店長			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし ← 建設業法を始めとした他の法律(建築士法、宅地建物取引業法等)による行政罰はもちろん、刑罰その他の賞罰について記入。該当がなければ「なし」と記入		
上記のとおり相違ありません。				
令和 元 年 11 月 30 日		氏 名 吉田 保 印		
記載要領 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。				

(注1) 令3条の使用人の証明には、本様式の他に確認資料(P50参照)も必要となります。

(注2) 役員を兼ねている場合は、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日に関する調書(様式第十三号)」は省略し、建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する内容も、「許可申請者の住所、生年月日に関する調書」に記入する。

(20) 株主(出資者)調書(様式下段の記載要領を必ず御覧ください。)

様式第十四号 (第四条関係)		許可申請者が法人の場合に作成 資本金額の増減等により5%以上株主(出資者)の該当・非該当が生じた場合、株主等の変更届が必要となる (ただし、役員等として提出済みの場合は、不要となる。)		(用紙A4)
株 主 (出 資 者) 調 書				
株主(出資者)名		住 所	所有株数又は出資の価額	
東京建工株式会社		東京都新宿区西新宿2-8-1	700,000株	
鈴木建設株式会社		東京都千代田区丸の内3-8-1	500,000株	
東京次郎		東京都〇〇区〇〇1-2-3	200,000株	
株数を記載する場合は「〇〇株」とし、出資の価額を記載する場合は「〇〇円」と記入				
記載要領 この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。 記載要領に定められた者のみ記載すること。 株主又は出資者が法人の場合はその商号又は名称を、個人の場合はその者の氏名を記入。 個人の場合は、「別紙一 役員等の一覧表」(P24)に氏名等を記載し、「許可申請者の住所、生年月日に関する調書」(P42)を作成。 ※なお、株主が亡くなって相続手続中の場合、「東京 次郎(相続手続中)」と記入することで、「別紙一 役員等の一覧表」への記載と「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」の作成は不要となる。				